平成２９年（フ）第６２６号
千葉県松戸市古ケ崎2444番地
破産者　黒崎チカ子
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６３３号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目２番20
破産者　松丸　聖子
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４９８５号
東京都千代田区神田佐久間町３丁目38番地
破産者　株式会社ジョリー・ロジャー
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４７６号
東京都多摩市南野３丁目12番地３
破産者　ミヤムラテニスセンター株式会社
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４７７号
東京都小平市鈴木町１丁目494―１―３―206
破産者　宮村　　宏
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９３６号
東京都小平市鈴木町１丁目494―１―３―206
破産者　宮村　廣美
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１００号
東京都港区高輪４丁目５番16号高輪メープルハイツ303号
破産者　株式会社日本メモリアル通信
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
長野県塩尻市大字上西条643番地２
破産者　有限会社八神興業
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４１７号
静岡県牧之原市西萩間628番地
破産者　共栄茶農業協同組合
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４８９号
大阪府八尾市太田新町１丁目267番地
破産者　株式会社まつもと
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６２３号
大阪市中央区西心斎橋１丁目９番15号大京心斎橋ビル405号室
破産者　ハッピーメーカーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６７０号
大阪府東大阪市衣摺５丁目１―１、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市大蓮北３丁目22番15号
破産者　株式会社誠龍
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７６３号
大阪府交野市星田北１丁目36番３号
破産者　株式会社ＴＮ
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６７９号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目１番５号
破産者　有限会社協伸電気
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０９４号
大阪市中央区淡路町２丁目５番８号
破産者　株式会社カンファレンス
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２６４号
大阪市東淀川区大桐３丁目６番11号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区国分寺２丁目２番39号
破産者　永興建設株式会社
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４２２号
大阪府箕面市西小路５丁目５―５
破産者　株式会社スウィングサイエンスジャパン
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９９号
堺市堺区中之町西１丁１番10号
破産者　豊穣株式会社
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
島根県浜田市長沢町306番地19
破産者　木嶋　康徳
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第６１０号
広島県安芸高田市吉田町桂862―１、商業登記簿上の本店所在地広島県安芸郡坂町坂西１丁目６番12―２号
破産者　有限会社ハイウッド中東
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５号
栃木県大田原市住吉町１丁目２番11号　サンコーポナリタＢ棟202号、開始決定時の住所栃木県那須塩原市下永田３丁目1172番地14
破産者　上里　　榮
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係